

## プラント状況確認結果(令和3年8月4日～令和3年8月10日)

令和3年8月11日  
福島県原子力安全対策課

令和3年8月4日～令和3年8月10日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

### プラント状況(8月10日午前11時)

以下の項目について、実施計画\*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 <sup>※2</sup>
原子炉 <sup>※1</sup> (核燃料)	冷却	注水量(m <sup>3</sup> /h)	3.5	2.6	2.9	—
		压力容器 底部温度(°C)	27.9	32.8	30.3	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	9.90×10 <sup>-4</sup>	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
压力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.01	0.04	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	34.8	33.8	29.6	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

### (1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(8月10日午前10時)

最小 0.366 (MP-6) ~ 最大 1.065 (MP-4)  $\mu\text{Sv/h}$  [⇒計測地点の地図](#)

### (2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(8月9日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.55 Bq/L (6号機取水口前)

~ 最大 82 Bq/L (遮水壁前)

[⇒計測地点の地図](#)

### (3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(8月9日採取分)

5、6号機放水口北側: 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.79 Bq/L

南放水口付近: 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.73 Bq/L

[⇒計測地点の地図](#)

### (4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(8月6日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 4.8Bq/L (3号機)  
～ 最大 480 Bq/L (2号機)

トラブルの概要(令和3年8月4日～令和3年8月10日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ サブドレンピット No. 18、19における油分の確認について

本日(8月4日)午前8時30分頃、2号機原子炉建屋西側にあるサブドレンピット No. 18、19のサンプリングを実施した際、採取器に油らしき物を確認したことから、当該サブドレンピットの油分分析を行ったところ、微量の油分が検出されました。

また、当該ピットから汲み上げた水を集水している No. 3 中継タンク内を確認したところ油らしき物と、においが確認されており、現在油分分析を実施しております。

これらを踏まえ、当該サブドレンピット周辺土壌に油が存在し地下水に混入した可能性が否定できないことから、油が地下に浸透した場合に該当すると午後3時30分に判断しました。

なお、No. 3 中継タンクの下流側にあるサブドレンサンプルタンクにおいては、排水前に分析を行い異常がないことを確認した上で排水を行っており、直近の排水時における油分分析結果は検出限界値未満(検出限界値 0.1mg/l)であることを確認しております。

また、サブドレンピット No. 18、19からの水の汲み上げを午前8時32分に停止させるとともに、No. 3 中継タンクから集水タンクへの水の移送を午前8時54分に停止しております。

その後、微量の油分が検出された No. 18、19のサブドレンピットについて、油回収を行い、油分分析を実施した結果、下記の通り前回分析値から低下していることを確認しました。

なお、油分に対する排出基準値は 5.0mg/L 未満となります。

No. 18 : 0.6mg/L → 0.3mg/L

No. 19 : 1.2mg/L → 0.5mg/L

準備ができ次第、No. 18、19のサブドレンピットについて復旧いたします。

No. 18、19以外の No. 3 中継タンクに接続している他7箇所のサブドレンピットについても油分分析を実施した結果、検出限界値未満(検出限界値 0.3mg/L)であることを確認しました。

準備ができ次第、他7箇所のサブドレンピットおよび No. 3 中継タンクについて復旧いたします。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) [\(3\)](#) [\(4\)](#) ご覧ください。

■ 雑固体廃棄物焼却設備建屋内にある二次燃焼器バーナ取付座からの少量の蒸気について(続報3)

2020年9月25日にお知らせした、雑固体焼却設備建屋内にある雑固体焼却設備(B)二次燃焼器バーナ取付座付近から少量の蒸気状の気体が出ていることを確認したことについて、その後の状況をお知らせします。

2020年9月29日に損傷が確認された二次燃焼器バーナ部分の耐火物について取り替えを行い、本日(8月6日)午前9時53分に雑固体廃棄物焼却設備(B)の焼却運転を開始しました。

また、運転状況に異常の無いことを確認しました。  
詳しくはこちら [\(1\)](#) ご覧ください。

#### \* 実施計画及び監視項目に関する解説

##### ○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

##### ○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

##### ○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm<sup>3</sup>以下であることが定められています。

##### ○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

##### ○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）